

## 産業廃棄物処理施設設置許可証

平成24年12月28日

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

氏名 株式会社京葉興業  
代表取締役 鈴木 宏和廃棄物の処理及び清掃に関する法律  
産業廃棄物処理施設であることを証する。

第15条第1項 の規定により、設置の許可を受けた

東京都知事

猪瀬 直樹



許可の年月日	平成24年11月28日	許可番号	産施第334号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	汚泥の脱水施設 (処理する産業廃棄物の種類:汚泥)			
設置場所	東京都江東区新砂三丁目11番7号			
処理能力	産業廃棄物の種類	処理能力	稼働時間	事業場における表示
	汚泥	29.8(m <sup>3</sup> /日)	8時間	HX-400型
許可の条件	無			
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	無			
留意事項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。			

